

オーストリア共和国の連合国による管理 (1945~1955年)  
—オーストリアの再建をめざして— (3・完)

奥 正 嗣\*

**The Austria Republic under the Control of the  
Allied Powers (1945~1955)**  
— The Reconstruction of Austria after Nazism — (3)

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

This paper examines Austria Republic under the Control of the Allied powers. In April 1945, Austria was released from Hitler-Nazis, and got under the Control of the Allied powers. Under various restrictions of the Allied powers, Austrian political parties, provisional central government, and provisional local government played an important part in the reconstruction and democratization of Austria.

Austrian provisional central government enacted the Provisional Constitution of 1945, which declared Austria as a legislative-and administrative power combined, centralized, united State. After a while, federalism was restored by the amendment of the Provisional Constitution.

In December 1945, the Federal Constitution of 1929 came into effect again, instead of the Provisional Constitution of 1945. In 1955, Austrian Republic recovered the sovereignty completely, still more declared a permanently neutralized state..

**キーワード**

1945年仮憲法、1955年国家条約、1955年の中立性に関する連邦憲法

**目次**

はじめに

第1章 1945~1955年のオーストリアに対する連合国の管理・統制

1. 「モスクワ宣言 (Moskauer Erklärung)」 (1943年)

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2015.6.18受理)

2. 「独立宣言」「仮国家政府の設立に関する告示」「政府声明」（1945年）
3. 中央政府（仮国家政府）
4. 連合国によるオーストリア占領
5. 連合国の管理体制

## 第2章 1945年の憲法状況

1. オーストリア国籍
2. オーストリア紋章・国璽、オーストリア国歌
3. 法源
4. 憲法制度、法制度、官庁制度の新たな法体系への移行
5. 仮憲法（1945年5月1日～1945年12月19日）

(1) 概論

(2) 権限配分

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第2号、2015年1月)

(3) 統一国家の諸機関

## 第3章 1920年ないし1929年連邦憲法の発効（1945年12月19日）

1. 連邦国家の復活
2. 1946～1955年の展開

## 第4章 州における憲法の展開

1. 州における政治的状況
2. 州の立法と行政
3. 管区行政
4. 市町村

## 第5章 個人の権利保護の展開

## 第6章 オーストリア国家の連続性

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第28巻第3号、2015年3月)

## 第7章 1955年の国家条約と中立性宣言

1. 1955年の国家条約
2. オーストリアの4調印国に対する1990年11月6日の通知
3. 中立性宣言

## 第8章 オーストリアと国際連合

おわりに

(以上、本号)

## 第7章 1955年の国家条約と中立性宣言

第6章で概観した、「併合」か「占領」かの問題は、1955年の条約交渉においても、重要な役割を演ずることとなる<sup>(148)</sup>。

### 1. 1955年の国家条約

(1) 国家条約締結に至るまでの歴史的経緯

連合国は、「自由で独立なオーストリア」を再建するという1943年11月1日のモスクワ宣言に関して意見が一致していたにもかかわらず、国家条約が成立するまで10年近くかかった。その原因として、西側連合国とソヴィエトとの間の冷戦を挙げることができる。オーストリアを横切って走る2つの勢力範囲は、国家分割の潜在的危険を意味していた<sup>(149)</sup>。1955年初めになって、ソヴィエトによって追及された緊張緩和政策の動きの中で、この大国の態度の変化がはっきりしてきた。オーストリアにとって見出される解決は、今後のドイツの再統一と中立のための模範としても役立つものであるという考慮もあったと推測されている<sup>(150)</sup>。

1945年以降のヨーロッパの一連の条約において、オーストリアは、初めから、戦勝国にも敗戦国にも数えられないという限りにおいて、特別な地位を占めていた。最初は意見聴取のために呼ばれたオーストリアは、1954年になって初めて、同等の権利を有する条約交渉当事国としての地位を獲得した<sup>(151)</sup>。条約交渉における中心的テーマは、ユーゴスラヴィアによって要求された賠償と領土割譲、ソヴィエトによって請求されたオーストリアのドイツ在外資産の取り扱い、および同じくソヴィエトによって要求された難民の本国送還であった<sup>(152)</sup>。実際の条約交渉は、1947年1月に始まり、冷戦の絶頂期である1949年に成果なく打ち切られた。既に1947年には詳細な草案が提出されていたが、この条約が調印されていたならば、連邦大統領レンナーが、この調印の日を、国家の“喪に服する日 (Trauertag)”と宣言したであろうほど、オーストリアにとって交渉状況は不利になっていた<sup>(153)</sup>。スターリンの死後1953年になって初めて硬直状態が揺らぎ始めた<sup>(154)</sup>。オーストリアの代表(ユリウス・ラープ首相、アドルフ・シェルフ副首相、レオポルト・フィーグル外務大臣、ブルノ・クライスキー次官)が、ソヴィエトの招待に応じて1955年4月12日にモスクワに赴き、そこにおいてオーストリアとソヴィエトによって作成された1955年4月15日の「モスクワ覚え書き (Moskauer Memorandum)」が、決定的な突破口となった。この国家条約締結の突破口となる1955年4月のオーストリア政府とソヴィエトとのモスクワでの予備会談につき、占領下のあるドイツ人が描いたある戯画が残されている。それによると、当時のオーストリア国家首相ラープが、交渉の席上において哀愁を誘うツイターを奏で、ラープにオーストリア外相フィーグルがもう一押しだぞと耳打ちしている。この哀愁漂うツイターの音色にたまらずソヴィエト外相モロトフも泣き出す。中尾光延氏が「この戯画には小国オーストリアの巧みな外交術が揶揄されるとともに、この戯画を描いた占領下のドイツ人の複雑な気持ちも隠されているように思われる」とコメントされている<sup>(155)</sup>。

このモスクワ覚え書きは国際法上の条約ではなく、両政府代表団間の交渉成果の要約であり、関与した政治機関の約束 (Zusage) であった<sup>(156)</sup>。それゆえ、覚え書きは当局から公式に発表されずに、1955年4月22日の日刊新聞「オーストリア新聞 (Österreichische Zeitung)」で公表されたにすぎなかった。しかし、このモスクワ覚え書きに書き留められた合意は、政治的には、国家条約締結のための本質的前提であり、後に永世中立国としてのオーストリア地位を法的に確立することになる「オーストリアの中立性に関する1955年10月26日の連邦憲法」発布のための基礎を形づくることとなる<sup>(157)</sup>。

モスクワ覚え書きにおいて、両国が、議論の余地がある一連の問題、とりわけ「ドイツ

在外資産」について、仮の合意に到達したのである。同時に、この覚え書きの中で、オーストリアは、スイスを模範にした永世中立宣言の声明を行った<sup>(158)</sup>。両国の話し合いに基づき、ウィーンにおいてオーストリアと4つの連合国との間の審議が行われ、その最終の本文は1955年5月2日にウィーンで開催された大使会議によって決定され、1955年5月15日にウィーンのベルヴェデーレ宮殿で国家条約の正式な調印に至った。この国家条約により、オーストリアは完全な国際法上の主権を回復した（後に1995年1月1日のヨーロッパ連合（EU）への加入によって、オーストリアは、その主権の一部を、この超国家的組織に委ねることになる）<sup>(159)</sup>。調印された国家条約は、6月7日の国民議会の承認、6月8日の連邦参議院の承認、同じく6月8日の連邦大統領の署名を経て批准され、ドイツ語、英語、フランス語、ロシア語で作成され、批准書のソヴィエト政府への寄託後1955年7月27日に発効した（国家条約38条）。条約の発効に伴って、1946年6月28日からの第2次管理協定はその効力を失った（国家条約20条）<sup>(160)</sup>。

## （2）国家条約の構成と内容

### ①国家条約の構成

国家条約は、前文（Präambel）と9つの部（Teil）から構成されている。9つの部（Teil）について述べると、第I部は政治的および領域的規定（1条～11条）、第II部は軍事規定および航空規定（12条～19条）、第III部は連合軍の撤退（20条）、第IV部は戦争に起因する請求（21条～24条）、第V部は所有権、権利および利益（25条～28条）、第VI部は一般的経済関係（29条）、第VII部は紛争の規制（30条）、第VIII部はさまざまな経済的規定（31条～33条）、第IV部は補足規定（34～38条）を定める<sup>(161)</sup>。条約のいくつかの規定（4条、7条2項、3項、4項、8条、9条、12条、15条2項〔この条項については、オーストリア国民に関してのみ〕）は憲法的地位を占めている<sup>(162)</sup>。

### ②前文の内容

前文においては、次のことが述べられている<sup>(163)</sup>。

- (i) ヒトラードイツが1938年3月13日にオーストリアを暴力で併合し、オーストリア領はドイツ帝国に編入された。
- (ii) 1943年11月1日に公布されたモスクワ宣言において、4連合国は、ドイツによるオーストリア併合を無効とみなすことを宣言し、オーストリアを自由で独立な国家として再建させるという望みを有している。
- (iii) フランスの国家解放委員会も、1943年11月16日に、同様な宣言を述べた。
- (iv) 連合国の勝利の結果として、オーストリアは、ヒトラードイツの権力的支配から解放された。
- (v) 連合国とオーストリアは、オーストリア国民が復興と自らの国家の民主的な再建に向けて行う、さらに行わねばならないであろう努力の重要性を考慮して、オーストリアを自由で独立な民主的國家として再建し、それによってオーストリアがヨーロッパにおける平和を再構築することに寄与するところの条約を締結するという願いを心に抱いている。
- (vi) 連合国は、ヒトラードイツによるオーストリア併合、ドイツの欠くことのできない

一部としてオーストリアが戦争に関与したことも含めて、これらの出来事に関連して今なお未解決のあらゆる問題を、正義の原則と調和させながら国家条約によって規定するという願いを有している。

- (vii) 連合国は、以上の目的のため、国家条約を締結し、それでもって条約当事国間の友好関係の基礎として役立て、オーストリアの国連加盟を支持したいという願いを心に抱いている。

### ③各部の内容

さらに、9つの部の本質的規定は、以下のごとくである<sup>(164)</sup>。

- (i) 自由で独立の民主的国家オーストリアの再建、連合国の管理の終了

オーストリアは、主権を有する自由で独立の民主的国家として再建され(1条)、連合国は、オーストリアの独立性と領土の無傷性を尊重する(2条)ことを宣言した。オーストリアの国境は、1938年1月1日の状態に従って定められた(5条)。オーストリアの主権の回復に伴って、連合国の管理も終了し、連合軍が撤退する(20条)。1946年6月28日の第2次管理協定は廃止され、条約発効後90日以内に、遅くとも1955年12月31日までに、ソヴィエトを含む連合国および連合国委員会の構成員は、オーストリアから撤退するものとされた(20条3項)。1955年7月27日に条約が発効したので、撤退期限の終期は1955年10月25日となった。

- (ii) オーストリアのドイツとの政治的経済的統合の禁止

4条1項は、オーストリアとドイツとの政治的経済的統合の禁止とオーストリアの責任を規定する。そして、4条2項は、具体的に、「オーストリアはドイツと取り決めを行い、直接的であろうが間接的であろうが、ドイツとの経済的統合を促進する、または、オーストリアの領土的無傷性、政治的経済的独立性を侵害する交渉を行ったり、措置を取ったりしてはならない。オーストリアは、…ドイツとの政治的経済的統合を目的とするところのすべての組織の存続・復興・活動、ならびにドイツとの統合のための大ドイツ宣伝活動を阻止するものとする」と定める。経済的独立性の大いなる協調は、第一共和国での動きと、特に1931年に追求されたドイツ・オーストリア関税同盟と関連している。

- (iii) 政治的義務

民主化(1条、8条、10条1項)、ナチ組織・ファシスト組織の解散(9条1項、2項)、非ナチ化(民族社会主義的動きの復活の阻止)の続行(9条1項、3項)、表現・印刷・宗教・結社の自由など人権保障(6条)に向けてのオーストリアの義務、スロヴェニア系およびクロアチア系少数民族の保護(7条)、立法に関する特別規定(1933年3月5日から1945年4月30日までの間になされ、本条約6、8、9条の原則と両立しないすべての立法的および行政的措置を廃止または変更する義務、および、1945年5月1日以降オーストリア政府およびオーストリア議会によってなされ、連合国によって承認されたところのナチ体制の瓦解および民主的体制の再建を目指す法律・命令に含まれている基本原則を保持し、その実施を継続する義務、さらに、1945年5月1日以降なされた立法的および行政的措置を完成させ、本条約6、8、9条の原則を法典化し発効させる義務)(10条1項)、ハプスブルク・ロートリンゲン家の追放および財産没収に関する1919年4

月3日の法律を保持する義務（10条2項）、イタリア・ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・フィンランドとの平和条約の承認義務（11条）が規定された。

(iv) 特殊な兵器の禁止、ドイツまたは日本モデルの民間航空機の禁止

例えば、魚雷や、潜水艦、あらゆる種類の自動伝動式弾丸、30km以上の射程距離を有する大砲、核兵器など特殊な兵器が禁止される（13条）。オーストリアにおける連合国のすべての軍需品はその連合国の指示に従って使用される（14条1項）。オーストリアは、ドイツ製の軍需品を入手および所持してはならない（14条4項）。ドイツまたは日本モデルの民間航空機についても同様である（16条）。

(v) 戦時捕虜になっているオーストリア人の帰郷（18条）

(vi) 連合国のオーストリアに対する賠償請求の明確な放棄（21条）

(vii) オーストリアにおけるドイツの在外資産

オーストリアにおけるかつてのドイツのすべての財産的価値を自由に処理する連合国の権利<sup>(165)</sup>は、1945年のポツダム会談（1945年7月17日～8月2日）に従って保持されるものとする。西側連合国は、ドイツ在外資産を放棄したが、これに関するソヴィエトの要求および所有権（特に、石油使用权、不動産など）は条約によって確定された（22条）<sup>(166)</sup>。オーストリアにおけるドイツ在外資産に関して、リスト（目録）にして挙げている。リスト1は、ソヴィエトに利権が認められる東部オーストリアにおける油田を、リスト2は、ソヴィエトに委譲される東部オーストリアにおける石油試掘地区の利権を、リスト3は、その所有権がソヴィエトに委譲される東部オーストリアにおける精油所を、リスト4は、石油製品の分配に携わり、かつ所有権はソヴィエトに委譲される東部オーストリアにおける事業を、リスト5は、ソヴィエトに委譲される東部オーストリアにおけるドナウ河汽船会社の資産（Iコルノイブルク市における造船所、IIウィーン市の港地区、IIIドナウ河汽船会社事務所、河川発着所および倉庫の資産と施設、IVウィーン市のいくつかの土地および建物の所有権、V東部オーストリアにあり、ドナウ河汽船会社が所有するいくつかの船）を規定する。

しかし、ソヴィエトとオーストリアとの間で行われ1955年4月15日にモスクワで調印された覚え書きの中に書き留められた取り決めに考慮して、この条約の22条は、次の規定に従って適用された。すなわち、この取り決めに基づいて、ソヴィエトは、国家条約が発効した日から2ヵ月以内に、それゆえ1955年9月27日までに、22条によってソヴィエトが保持し、または取得するものとされているすべての資産、権利および利益を、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアにおけるドナウ河汽船会社の資産を除き、オーストリアに対して譲渡するものとされたのである（付属文書II.1.）。

ただし、この付属文書に従ってオーストリアに譲渡されるすべての資産、権利および利益は、22条13項による制限に服する（付属文書II.2.）。この規定によれば、オーストリアは、教育的・文化的・慈善的・宗教的目的に奉仕する資産を除き、以前のドイツ資産としてオーストリアに譲渡された資産、権利および利益のいずれをも、ドイツの法人の所有に、または、資産、権利および利益の価値が26万シリングを超える限り、ドイツの自然人に所有権を譲渡しない義務を負う。さらに、オーストリアは、22条のリスト1、

リスト2に挙げられている権利および資産で、1955年4月15日のオーストリアとソヴィエトの覚え書きに従ってソヴィエトからオーストリアに譲渡されるものについて、外国に所有権を譲渡しない義務を負う。オーストリアは、委譲されたすべての資産、権利および利益の財産的価値に相当する金額をソヴィエトに支払わねばならなかったが、後に、ソヴィエトは、オーストリア共和国に対して、この義務の一部を免除した結果、1963年までにはその債務を返済した。

(viii) オーストリアのドイツに対する要求の放棄

オーストリアは、1945年5月8日に明らかになった、ドイツおよびドイツ国民に対するすべての要求 (Forderung) (特に、損害補償請求 (Schadenersatz)) を放棄した (23条3項)。

(ix) オーストリアの連合国に対する請求権 (Anspruch) の放棄 (24条)

④各部のその他の規定

さらに、以上挙げた規定以外に次の諸規定が存する<sup>(167)</sup>。ドイツによるオーストリアの独立性の承認 (3条)、ナチ組織のかつての構成員およびその他一定の人的範囲に属していた人々によるオーストリア軍隊における職務遂行の禁止 (12条)、ドイツの再軍備の阻止 (15条)、軍事規定および航空規定による制限の継続 (17条)、戦没将兵墓地および記念碑 (19条)、ドイツにあるオーストリア資産の所有者への返還 (23条1項、2項)、オーストリアにおける国際連合の財産 (25条)、オーストリアにおける少数民族の資産、権利および利益 (26条)、連合国の領域におけるオーストリアの資産 (27条) および債務 (28条)、一般的経済関係 (29条)、紛争の規制 (30条)、ドナウ河 (31条)、商品の通過緩和 (32条)、国家条約25条および29条の適用範囲 (33条)、外交使節の長 (34条)、条約の解釈とその調整手続 (35条)、本条約の不可欠な構成部分としての付属文書 (Annex) の効力 (36条) (付属文書Iは、軍需品の定義とリストを挙げている。また、付属文書IIは、ソヴィエトが保持または取得する資産・権利・利益のオーストリアへの譲渡を定める)、条約への加盟 (37条) (1955年、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアが加入)、条約の批准 (38条) (条約は、連合国およびオーストリアによる批准文書がソヴィエトに寄託された後直ちに発効した) などである。

## 2. オーストリアの4調印国に対する1990年11月6日の通知

時間的順序は、後述の「3. 中立性宣言」とは逆になるが、上述の1. に関連するので、ここで簡単に述べる。

軍事規定および航空規定によってオーストリアに課せられる制限につき、連合国とオーストリアとの協定によって、全部または一部変更できるという文言 (17条) に基づき、1990年11月6日に、オーストリア連邦政府は、4調印国に対して通知を発した。その通知において、連邦政府は、特に、ドイツ統一によって、国家条約の個々の規定は今や時代遅れとなり効力が無くなった (wirkungslos) と言明した。軍事規定および航空規定 (12条～16条)、特に、特殊な兵器の禁止 (13条)、ドイツまたは日本モデルの民間航空機の禁止 (16条) であり、ならびに、ソヴィエトからオーストリアに譲渡されるドイツ在外資産に

ついでにオーストリアの譲渡制限(22条13項)がこれに該当する。さらに、オーストリアは、いかなる核兵器、生物兵器、化学兵器も製造または所持しないことを国際法的に義務づけられていると宣言した。調印国は、上記の「時代遅れ声明」(Obsoleterklärung)に対して同意を与えた<sup>(168)</sup>。

### 3. 中立性宣言

#### (1) 中立性宣言に至るまでの歴史的経緯

「永続的中立」という概念は、1867年の、同君連合という非常に緊密な関係を有したオーストリア・ハンガリー二重君主国、意識的にドイツとのつながりを求めた1918年のドイツ系オーストリア共和国、1930年のオーストリア・イタリア友好条約、1931年のオーストリア・ハンガリー友好条約に示されるように、オーストリアにとって、伝統的なものではなかった。諸外国からも、1919年にドイツとの合邦の動きに対しフランスから、また1932年に関税同盟の動きに対しチェコスロヴァキアからオーストリアに中立性構想が出されていた<sup>(169)</sup>。

1954年2月のベルリン会議において既に、オーストリア政府代表は、同盟せず、オーストリア領域内に軍事基地を設けることを認めないという提案をしていた。1955年4月15日のモスクワでの覚え書き(Moskauer Memorandum)は、こうした考え方を取り上げ、その中で、オーストリア政府は次の決定および措置を取るために配慮することで、オーストリア、ソヴィエト各政府代表間に合意が成立した。

- ①1954年のベルリン会議で既に述べられていたように、オーストリア連邦政府は、いかなる軍事同盟にも加盟せず、オーストリア領域内にいかなる軍事基地を設けることも認めないことを宣言し、オーストリアは国際的にスイスで行われているような方法の中立性を永久に実行する義務を負うものとする。
- ②オーストリア連邦政府は、このオーストリアの宣言を、連邦憲法の規定に従って、国家条約の批准後直ちにオーストリア議会にその議決のために提示するものとする。
- ③オーストリア連邦政府は、オーストリア議会によって確認されるこの宣言が国際的な承認を得ることができるように適切な措置を取るものとする。
- ④オーストリア連邦政府は、4 連合国によるオーストリア国家領域の無傷性と不可侵性の保障を歓迎する。
- ⑤オーストリア連邦政府は、4 連合国によるこのような保障宣言を、フランス、イギリス、アメリカの各政府に交付することに尽力するものとする。

以上の経過を辿りながら、オーストリア国民議会は、すべての外国軍隊の撤退後、自由な意思で、1955年10月26日に、「オーストリアの中立性に関する連邦憲法律」(BGBl.211)を決議した<sup>(170)</sup>。

1955年に実現された中立性の考えは、1945年後の具体的な状況、すなわち東西両陣営の冷戦、とりわけ、1949年のドイツの分割と密接な関係にある。さらに、1955年5月8日に、ドイツ連邦共和国はNATOに加入したが、正にこの時、オーストリアは、別の選択肢を選ぶことができた。中立性は、オーストリアに対し、ドイツと同様な分割を回避し、連合国

に対し、敵対陣営の勢力拡張を防止することになる<sup>(171)</sup>。

## (2) 「中立性に関する連邦憲法律」の内容

「中立性に関する連邦憲法律」1条は、次のように定める。

「オーストリアは、対外的にその独立性を絶えず主張する目的のために、およびその領域を侵害されない目的のために、自由な立場からその永続的な中立を宣言する。オーストリアは、この中立を自らに可能なあらゆる手段をもって維持し、守り抜くものとする(1項)。

オーストリアは、この目的を確保するために、あらゆる将来において、いかなる軍事的な同盟にも加わらないし、自らの領土内に外国の軍事基地を設けることも認めないものとする(2項)。<sup>(172)</sup>

オーストリアは、外交関係を維持している国家に対して「中立性に関する連邦憲法律」を告示した。それによって、およびこれらの国家が知ることによって、永世中立国家としてのオーストリアの状態が国際法的にも拘束力を有するものとなった<sup>(173)</sup>。しかし、オーストリアの中立性は、スイスと異なり、国際法的に承認された(anerkannt)が、オーストリアが外交関係を有するすべての国々によって保証されている(garantiert)わけではない<sup>(174)</sup>。

永続的中立とは、あらゆる将来の戦争において中立を義務づけられる国家の法的地位をいう。永続的中立国家は、将来いかなる戦争も開始しない義務、将来の戦争の混乱並びに内戦に際しても、これらの出来事に介入しない義務、戦争当事国に対してあらゆる軍事的支援を中止し中立の態度を保ち、自国の領域内における戦争当事国の軍事的行動を阻止し、いかなる将来の戦争においても、自ら可能なあらゆる手段をもって、その領域が侵害されないことを維持し守り抜く義務が生ずる。さらに、永続的中立国家は、その独立性または領土的完全性を危険ならしめ、あるいは破棄し、または戦争に巻き込む可能性があるいかなる政治的・軍事的・経済的同盟に加わらない義務を有している。永続的中立国家のその中立性を確保し保持する一般的義務から、オーストリアの中立は非武装でなければならないということが生ずる<sup>(175)</sup>。

立法権、執行権などオーストリアの諸機関は、「中立性に関する連邦憲法律」の規定に従って処置を講ずる義務を負う。これらの規定は、連邦憲法9条の「一般的に承認された国際法規」として連邦法の構成部分となり効力を有することとなった。それゆえに、これらの規定と矛盾する法律は「中立性に関する連邦憲法律」と矛盾し、憲法違反とみなされるということがありえる。このように永世中立を憲法に根拠づけることの法的意義は、永世中立という外交政策的宣言に強力な連邦憲法的存続保障を付与することにある<sup>(176)</sup>。1975年6月10日の憲法律(連邦憲法改正)によって国家目標と宣言された全般的国土防衛は、永続的中立を維持し守り抜くことに奉仕するものとされた(連邦憲法9a条1項)<sup>(177)</sup>。

## (3) 中立法と個人

国際法上および憲法上の中立性規範は、国家およびその機関に向けられ、個々人は永世中立の状態によって直接に権限を有し、または義務を負わされることはない。しかし、間接的に、個々人に対してもまた、法律によって、国家の永世中立の保護および確保のため

に一定の義務が課され、また、中立政策的義務に反する行動様式を禁止されるということによって、拘束力が生じうる（中立性の間接的“第三者効”）。このような規制が、刑法の中立危険罪（320条）の構成要件および軍需物資法（「軍需物資の輸出入および通過に関する1977年10月18日の連邦法律」）の中に見出され、そこでは、軍需物資の輸出入および通過が、行政官庁の特別の許可を得ることを義務づけられている。許可の付与は裁量事項である。何ら他の法律上または国際法上の義務に反しない場合にのみ許可が与えられる。裁量の行使に際しては、オーストリアの外交政策上の利益およびオーストリアの永続的中立の状態、安全保障政策上、軍事上、およびそれらに匹敵する重要な考慮に基づいて、さらに、国連の安全保障理事国の輸出入禁止決議、並びに、政治的社会的な危険を孕む地域における武器の供給、および、従来の経験によってそこでは人権抑圧の濫用の危険性が存する目的国（仕向け国）への武器の供給は中止されるということが考慮される<sup>(178)</sup>。

#### （４）「永続的中立」の概念および意義

「永続的中立（dauernde oder immerwährende Neutralität）」という概念を正しく認識し、また概念の混同を避けるために、類似の概念である「通常の、または一時的な中立（gewöhnliche oder temporäre Neutralität）」、「準中立（Quasi- Neutralität）」、「事実上の中立（faktische Neutralität）」、「中立化（Neutralisation, Neutralisierung）」を区別する必要がある。ウィーン大学教授シュテファン・フェロスタの述べるところから整理する。

##### ①「通常の、または一時的な中立（gewöhnliche oder temporäre Neutralität）」

「通常の、または一時的な中立」は、ある一定の戦争に関与しない国家の法的状態と定義されている。それゆえに、戦争の勃発の通知を受けた後の、またはしばしば戦争開始前での、中立であろうとする国家の中立宣言によって始まり、その戦争の終結によって、またはそれまで中立国家の戦争突入によって終了する。この一時的な中立に関する権利義務についての国際法規範は、1776年のアメリカ革命以降徐々に国家の実践において形成され、慣習法としての中立法規範として成立する。そして、1907年10月18日の「陸戦の場合における中立国および中立人の権利義務に関するハーグ条約」「海戦の場合における中立国の権利義務に関するハーグ条約」にまとめられた。この「通常の、または一時的な中立」の国際法は、戦争の間、永続的中立国家にも適用される<sup>(179)</sup>。

##### ②「準中立（Quasi- Neutralität）」

オーストリアでは、第一次世界大戦終結後、交戦権を有したシスライタ（注：ドナウ支流のライタ川以西のことであり、オーストリア・ハンガリー二重帝国におけるオーストリア側を指す）に代わって新たにドイツ系オーストリア共和国が成立する。ドイツ系オーストリア共和国は交戦権を決して放棄したわけではなかったが、1919年9月10日の連合国との間のサン・ジェルマン条約により、その独立性と領土的主権が保障され、これがため、同盟政策ないし戦争政策が不可能になった。このドイツ系オーストリア共和国の交戦国に対する関係について、ケルゼンによって「準中立（Quasi- Neutralität）」という概念がつけられた。ここでは、独立性、領土的無傷性、同盟からの完全な解放など「永続的中立」の多くの要素が見られるが、そのすべてではないとされる<sup>(180)</sup>。

##### ③「事実上の中立（faktische Neutralität）」

正式な「永続的中立」や条約による「準中立」の義務を負うわけではないが、平和時および戦時において、永続的中立国家または準中立国家の中立に事実上匹敵する政策を行う国家に見られる。それらの国家は、いかなる軍事同盟を締結せず、また、その領域内において他国にいかなる軍事的基地を認めず、戦時においても一時的中立を遵守する。その例として、1815年以降のスウェーデン、1839年から1948年までのオランダなどがある<sup>(181)</sup>。

#### ④「中立化 (Neutralisation, Neutralisierung)」

クリミア戦争を終結させる1856年のパリ条約において初めて、黒海の非武装化、和平を表す用語として「中立化 (Neutralisation)」が用いられた。後には、「中立化」という表現は、ある国家の一部地域 (Gebietsteile) の非武装化、和平を表す用語として使用された。国際法の学説においては、「中立化」という表現を、ある国家の永続的中立協定にも使用し、それゆえ、スイス、ベルギー、ルクセンブルク、オーストリアに対して、これらの国家の「中立化」として語っている。しかし、「中立化」という表現は、国際法上の文言に依拠して、国際法上特別な地位を有する一部地域に限定するのが妥当とされている<sup>(182)</sup>。

#### ⑤「永続的中立 (dauernde oder immerwährende Neutralität)」

「永続的中立」とは、ある国家が永続的に他のすべての国家と平和状態にとどまることを義務づけられ、他方、他の国家も永続的中立国家に対して、またお互いの間で、永続的中立国家の特権的な特別な地位を尊重し維持する義務を負うという国際法上の義務関係と理解される。他の国家の承認と尊重の下で永続的に平和に生きるという永続的中立国家の特権は、同時に、永続的中立国家に対して、自らの独立および領土的無傷性を守り、いかなる戦争も開始しないという義務を負わしめる。さらに、永続的中立国家は、戦争に巻き込まれないためのすべてのことをしなければならず、戦争に巻き込まれるおそれのあるすべてのことを控えねばならない。第三国家間の争いに加担することも避けねばならない。外交政策上の行動の自由を自ら制限し、平和の維持、国際的安全、政治上の勢力均衡に貢献しなければならない。他方、永続的中立国家に承認を与えた大国を含む他の国家も、その承認によって政治上および軍事上の行動の自由を制限され、平和時および戦時において、かなりの政治的戦略的困難を余儀なくされる<sup>(183)</sup>。

要するに、永続的中立は、他の国家の戦争終結後もその価値を失わず、永続的中立国家は、平和時においても、すべての国家に対して友好的な態度を遵守すべきものとされる。この点において、「永続的中立」は「一時的中立」とは実際上全く別の事柄であり、その法的根拠が現実にも全く異なっているのである (もともと、戦時においては、永続的中立国家の権利および義務に関する国際法規範は、一時的中立国家に対する規範と同一である) から、「永続的中立は、中立の一変種 (eine Abart der Neutralität) にすぎない」と考えることは全く正当でないとされる。永続的中立の真の目的は、平和時の状態において一定の国土を維持することであるということが確認されねばならない<sup>(184)</sup>。

そもそも「永久的中立 (dauernde Neutralität) (neutralité permanente)」という表現は、1802年のアミアンの和約において、戦略上重要な島であったマルタ島について初めて用いられ、すべての列強諸国によって、マルタ島の平和時の独立および戦時の中立が国際的に保障された。これと同様の、「持続的中立 (immerwährende Neutralität) (neutralité

perpétuelle)」という表現は、1915年3月20日のウィーン列強会議が、スイス諸州連合の将来における国際状態について中立性宣言を行い、この中立性宣言をスイス代表者会議 (Tagsatzung) が同意し、これに基づき列強諸国がスイスの永続的中立を承認したことに起因する。この2つの表現を合わせた「永続的中立 (dauernde oder immerwährende Neutralität)」という概念は、その後、スイスを模範としたベルギー (1831年)、ルクセンブルク (1867年)、ノルウェー (1905年)、オーストリア (1955年) などの国々に用いられることとなった<sup>(185)</sup>。

平和時における永続的中立国家の国際法上の権利および義務は、永続的中立国家に承認を与えた列強諸国をはじめとする国家の永続的中立国家に対する態度、永続的中立国家の永続的中立保護のための国際的態度および国内的措置の中で形成されるところの国際慣習法に基づく。スイス、ベルギー、ルクセンブルクなど、その実践を通じてこの国際法規範の形成に貢献した。永続的中立という制度は、長きに亘る先例 (Präzedenzfall) に依拠しなければならない。スイス外務省は、1954年11月26日、永続的中立の国際法上の権利および義務に関して、「中立性についてのスイスの公式の考え方 (offizielle schweizerische Konzeption der Neutralität)」にまとめている<sup>(186)</sup>。

以上、①～⑤の分析から、「永続的中立 (dauernde oder immerwährende Neutralität)」は、単なる中立の一変種 (eine Abart der Neutralität) ではなく、他の中立概念とは、その法的根拠を全く異にしているという点、さらに、戦時ばかりではなく特に平和時においてこそ意味を有しているという点が強調されねばならない。

## 第8章 オーストリアと国際連合

1955年12月14日に、オーストリアは国際連合に加盟した。国連加盟諸国によって、1955年10月26日のオーストリアの永続的中立宣言は国連憲章と両立しうるものと判断された<sup>(187)</sup>。この非常に意味のある重要な出来事が、第一次および第二次世界大戦後のオーストリアの天才的な建設者であったカルル・レンナーが満85歳になった正にその日に起こったということは、正しく新時代到来の象徴とみなすことができる。既に以前から、オーストリアは、国連の一連の特別な組織に加わっていた。例えば、世界保健機関 (WHO)、国際民間航空機関 (ICAO)、国際復興開発銀行 (BNK)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国際労働機関 (ILO) (以上、1949年)、食糧農業機関 (FAO) (1950年) などであり、世界子供援助基金 (UNICEF) とオーストリア政府は協定を締結した (1949年)。ヨーロッパ経済共同体 (OEEC) に関する協定も存する。1949年5月5日に創設され、経済・文化面でのヨーロッパの統合を目指すヨーロッパ会議への加入を申請する決議がなされ、1956年4月16日以降、オーストリアはヨーロッパ会議の構成員となった<sup>(188)</sup>。

### おわりに

#### 1. いくつかの危機とその克服

1945年、オーストリアは、ナチスドイツの支配から解放され、代わって連合国の管理に服することとなった。そして、この論稿で考察した1945年から1955年までの短い時期にお

いて、後の歴史から当時を振り返ればオーストリアの将来にとって転機（場合によっては、危機）となるべき出来事をいくつか経験してきた。その際、諸政党、仮国家政府（後には連邦政府）、仮州政府（後には州政府）、最終的には、それらを支えるオーストリア国民の熱意と努力によって、さらに、国際的状況も後押しして、オーストリアに好都合に事態が展開した。以下、まとめを兼ねて、簡単に触れることにする。

- ①第二次世界大戦の最中、オーストリアの運命が国際問題となった。「ドナウ連合」や「南ドイツ連合」の選択肢もあったが、連合国の対立で、独立オーストリアの方向が決まった。
- ②ナチスドイツからの解放後、オーストリアの再建が図られる。独立宣言、仮国家政府の設立などにつき、特に三大政党が重要な役割を演ずることになる。従来の政党を基盤にしながらも、オーストリア人民党は、従来のキリスト教社会党に比べ、より広い階層を取り込むこととなる。これら政党の意思が、オーストリア国民の大多数の心情と意思に合致するものとされた。
- ③連合国の占領の下にオーストリアの分割が確定し、各占領地区に独自の州政府が創られ、また、ウィーンも分割および共同統治された。1945年5月に設立されソヴィエトが支持するところの仮国家政府は西側連合諸国の承認が得られず、「対抗政府構想」も出されたが、レンナーの努力により、ドイツとは異なって、単一の統一政府が成立した。
- ④独立後のオーストリアに対して、新たな民主的憲法を制定すべきとする連合国側の要請があったが、既に民主的憲法が存在しているという理由で、1933年3月4日の国民議会の自己停止に至るまで存在していた1920年ないし1929年連邦憲法を復活させた。そのための法的根拠として、「憲法経過法」を制定し、1933年3月5日以降のオーストリアファシズムおよびナチズム時代のすべての憲法を廃止した。
- ⑤ナチスドイツによる1938年3月13日のオーストリア合邦以降の法律および命令についても、“政治的に耐えられない”規定でない限り、オーストリアの新たな法体系の中に受け入れ組み入れ、かつての法体系と連続性を持たせることにした。ここにおいても、そのための法的根拠として、「法経過法」を制定している。
- ⑥ナチスドイツ時代の行政官庁・制度および司法官庁・制度についても、その業務とともに、本質的に1938年3月13日の状態に従ってオーストリアの官庁組織に移行させた。そのための法的根拠として、「官庁経過法」を制定している。
- ⑦前述の③とも関連するが、当初ソヴィエトによってのみ承認されていた仮国家政府が既に発布した法規定を、西側連合諸国による仮国家政府承認後において、連邦総理府の命令によって、個別的に西側占領諸州に拡張する途が開かれた。
- ⑧1945年5月の仮憲法発布当初は、連邦および州の立法権・行政権を仮国家政府に集中させていたが、10月の仮憲法改正によって、連邦主義構造を再構築した。
- ⑨オーストリア国民議会は、連合国の管理下において、ハプスブルク帝国時代の法も含めて、欠陥のある法（憲法律、憲法規定、単純法律）は廃止し、不備のある法は改正・整備し、存続させている。

- ⑩1946年の「第2次管理協定」によると、単純法律および国際協定にあつては、その議案が連合国委員会に到達後、連合国理事会が31日以内に異議を提起しないときは同意を与えたものとみなされ、この期間経過後初めて公布することができた。異議の申し立てには全会一致を必要としたが、通常ソヴィエトと西側諸国が対立していたことを考えると、一致することはまず考えられなかった。かくして、連合国理事会の同意を必要とするのは憲法律に限られることになったので、これ以降オーストリアは立法に及ぼす連合国の計り知れない影響を回避でき、オーストリアにとっては好都合となった。東西の冷戦が、オーストリアにとって幸いした。
- ⑪オーストリア主権回復のための国家条約締結交渉は、東西陣営の冷戦のため当初困難を極め、連邦大統領レンナーが、このまま調印すればこの調印日が国の「喪に服する日 (Trauertag)」となっていたであろうと述べるほどオーストリアにとって状況は不利になっていた。しかし、オーストリア政府代表の粘り強い努力および巧みな外交術が効を奏し、ソヴィエトとの合意が成立し、1955年5月に連合国との国家条約が締結された。
- ⑫オーストリアは、ドイツヒトラー陣営において戦争に関与したのか、あるいはヒトラーの侵略政策の犠牲になった最初の自由国であるのかという議論があるが、連合国は、1955年5月の国家条約で、連合国のオーストリアに対する賠償請求を放棄した。また、西側連合諸国のドイツ在外資産も放棄された。ソヴィエトは、ドイツ在外資産を放棄しなかったが、その一部をオーストリアに譲渡し、後にオーストリアの支払い義務を一部免除した。
- ⑬1949年ドイツが東西に分裂し、西側（ドイツ連邦共和国）は1955年5月、NATOに加盟した。オーストリアは、中立性宣言を行い、1955年10月、「中立性に関する連邦憲法」を制定する。中立性は、オーストリアに対し、ドイツと同様な分割を回避させることになる。

## 2. オーストリア再建への信念

本稿で考察してきたオーストリアの主権回復の道のりとともに、終戦後のオーストリアは、深刻な経済状況に陥っており、それは同時に、飢餓と経済再建に対する闘いの過程でもあった。戦争の直接の影響を多く受けたオーストリア東部地域では、厳しい配給制度が敷かれ、配られた食糧の1日あたりのカロリー数は、1945年5月のウィーンにおいて、1人350キロカロリーにすぎず、栄養失調で亡くなる人々が累々と重なったと言われる<sup>(189)</sup>。当時首相であったレオポルト・フィーグルは、1945年のクリスマスに際して、「クリスマスに当たって私はあなた方に何一つ贈ることはできない。もしあなたがクリスマス・ツリーをお立てになっても、私は蠟燭一本、一かけらのパン、暖房用の石炭、刈り入れのためのガラスひとかけらですら贈ることはできない。私たちは何一つ持っていない。私があるあなた方にお願ひできることはただ一つ、このオーストリアを信じてください、ということだけである」と述べた<sup>(190)</sup>。この彼の言葉には、オーストリアの悲痛な現実とともにオーストリア再建の確たる信念がよく示されている。

アメリカ、ソヴィエトなど占領軍の救済プログラム、スイス・スウェーデン・オランダ・デンマークなどのヨーロッパ諸国からの援助物資、国際連合救済復興機関からの援助、またインフレ終息のための通貨改革が効を奏し、さらに、1948年から1951年まで続いたマーシャル・プランにより、オーストリア経済は迅速に復興に向かうこととなった。1937年の国民総生産高を100とすれば、1945年には36、1946年には62、そして、1949年には109、1951年は134、1954年には152と順調に伸びていく。産業構成から見ても農林業から工業へと重点を移し、工業生産高は、1955年には1937年の倍以上に増加することとなった<sup>(191)</sup>。

1945年以降の第二共和国の苦難の時代において、第一共和国時代にお互いに敵視し合った国民党と社会党の二大政党陣営が結集し、経済面において基本的に協調路線を採ったことも経済再建に大きな意義を有している。さらに、1957年から本格的に機能するところの「社会的パートナーシップ（労使協調路線）」が1947年の第一次価格賃金協定によって開始され、それが1951年の第五次価格賃金協定まで毎年続くこととなる。こうした協定が労働者の利益代表を経済政策の意思形成過程に組み込み、社会的統合を実現していく<sup>(192)</sup>。

かくして、経済再建も一応軌道に乗り、1955年5月15日、当時の外務大臣レオポルト・フィーグルが、ウィーンのベルヴェデーレ宮殿のバルコニーで、もう一つの課題であったオーストリア国家主権回復のための国家条約調印文書を、歓声を上げるウィーン市民に笑顔で指し示し、「オーストリアは解放された！（Österreich ist frei!）」と叫ぶ姿が実に印象的である<sup>(193)</sup>。

以上のような国内のおよび国際的状况の中で、オーストリアは、連合国の占領から解放されて完全な主権を回復し、さらに永続的中立を宣言し、世界の憲法史上に大きな足跡を残した。1955年以降、いくつかの重要な憲法改正を繰り返しながら、またヨーロッパ化の大きな流れを受けながら、オーストリア憲法をより洗練させていくこととなる<sup>(194)</sup>。1955年以降の詳細は、別稿に譲ることとする。

## 注

(148) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.75.

(149) Oskar Lehner, S.358；南塚信吾編、350-351頁。

(150) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77.

(151) Oskar Lehner, S.358.

(152) Oskar Lehner, S.359；Wilhelm Brauneder, S.267；南塚信吾編、350頁。

(153) Wilhelm Brauneder, S.267.

(154) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.77；Bernd-Christian Funk,S.48；南塚信吾編、350-351頁、352-353頁。

(155) アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディンガー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイブル著 中尾光延訳、26頁。

(156) Wilhelm Brauneder, S.267；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.78.

(157) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.78；Bernd-Christian Funk,S.49.

(158) Wilhelm Brauneder, SS.268-269；Bernd-Christian Funk,S.48.

(159) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.78.；Bernd-Christian Funk,S.49；Wilhelm Brauneder, S.267.

(160) Oskar Lehner, S.359；Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.77-78.；Ernest C.Hellbling,

- SS.473-474 ; Wilhelm Brauneder, S.267.
- (161) Ernest C.Hellbling, SS.474-476.
- (162) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.78 ; Bernd-Christian Funk,S.49.
- (163) Ernest C.Hellbling, S.474.
- (164) Oskar Lehner, SS.359-360 ; Ernest C.Hellbling, SS.474-476 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.78-79 ; Bernd-Christian Funk,S.49 ; Wilhelm Brauneder, SS.268-269.
- (165) Wilhelm Brauneder, S.267.
- (166) Wilhelm Brauneder, S.267.
- (167) Oskar Lehner, SS.359-360 ; Ernest C.Hellbling, SS.474-476. ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.78-79.
- (168) Oskar Lehner, S.360 ; Wilhelm Brauneder, S.268.
- (169) Wilhelm Brauneder, S.268.
- (170) Ernest C.Hellbling, SS.477-478 ; Wilhelm Brauneder, S.268 ; Bernd-Christian Funk,S.49.
- (171) Wilhelm Brauneder, S.268.
- (172) Oskar Lehner, S.360 ; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.79-80 ; Wilhelm Brauneder, S.268 ; 高田敏、132頁。
- (173) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.80.
- (174) Wilhelm Brauneder, S.269 ; Oskar Lehner, S.360 ; 南塚信吾編、353-354頁。
- (175) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.80 ; Bernd-Christian Funk,SS.49-50 ; Oskar Lehner, S.360.
- (176) Wilhelm Brauneder, S.269.
- (177) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,SS.80-81 ; Bernd-Christian Funk ,S.50 ; Wilhelm Brauneder, S.269.
- (178) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk,S.81 ; Bernd-Christian Funk ,S.50.
- (179) Stephan Verosta,SS.11-12.
- (180) Stephan Verosta,SS.18-19.
- (181) Stephan Verosta,SS.19-20.
- (182) Stephan Verosta,S.18.
- (183) Stephan Verosta,SS.12-14.
- (184) Stephan Verosta,S.16.
- (185) Stephan Verosta,S.15.
- (186) Stephan Verosta,SS.17-18.
- (187) Stephan Verosta,S.11.
- (188) Ernest C.Hellbling, SS.478-479.
- (189) Oskar Lehner, S.342; アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳、21頁。
- (190) アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳、21頁。
- (191) Oskar Lehner, SS.341-342; エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳 676-679頁、687-688頁;アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳、21-24頁。
- (192) Oskar Lehner, SS.342-343 ; Bernd-Christian Funk ,S.48 ; エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳 658頁、677-678頁 ; アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳 208頁;南塚信吾編、354-355頁。
- (193) アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳、26-27頁 ; 南塚信吾編、352-353頁。
- (194) 高田敏、102-103頁。

#### 参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht*(*Siebente(neubearbeitete Auflage)*), Leykam-Verlag, 1991.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Stephan Verosta, *Die dauernde Neutralität*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1967.
- ・ Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集〔第6版〕』、信山社、2010年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ 木村靖二編『ドイツ史』、山川出版社、2001年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングガー、アロイス・シヨイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ カール・レンナー著 太田仁樹訳『諸民族の自決権』、御茶の水書房、2007年。
- ・ フォルクマル・ラウバー編 須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』、信山社、1997年。
- ・ 矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』、刀水書房、1995年。
- ・ 近藤孝弘『自国史の行方—オーストリアの歴史政策—』、名古屋大学出版会、2001年。
- ・ 細井保『オーストリア政治危機の構造』、法政大学出版局、2001年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。 など

